質問票

1 調査対象国での知的障害児(者)の認定基準について

政府機関である保健社会福祉省 (Department of Health & Social Care) は以下のとおり知的障害を定義している。保健社会福祉省はイギリス全土を対象とした機関であり、以下の定義はイギリス全土に適用される。

- (1) 新しい情報または複雑な情報を理解する能力、新しいスキルを学ぶ能力が 著しく低下していること (知能にかかる障害)
- (2) 自力で対処する能力が低下していること(社会的機能にかかる障害)
- (3) 成人前に上記の特徴が現れ、発達に持続的な影響を与えていること
- ○保健社会福祉省発行 Valuing People A New Strategy for Learning Disability for the 21st Century, p.14より 5086.pdf (publishing.service.gov.uk)

また、保健社会福祉省が支援する独立行政機関の NICE (National Institute for Health and Care Excellence)でも、以下のとおり定義している。NICE は、最新のエビデンスに基づいて患者にとって最も良い診断、治療、管理する方法の提供を目的としており、医療やケアに関するガイドラインを発行している。

- ○NICE (National Institute for Health and Care Excellence) 以下3つの基準により知的障害を定義する。
- (1) 知的能力が低いこと (通常IQ70未満)
- (2) 社会的機能または適応機能に著しい障害があること
- (3) 小児期に発症したこと

2015年3月29日発行 NICEガイドラインより

Context | Challenging behaviour and learning disabilities: prevention and interventions for people with learning disabilities whose behaviour challenges | Guidance | NICE

なお、NICEが発行するガイドラインは公式にはイングランドのみを対象としており、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの医療およびケアにかかるガイドラインおよび知的障害の定義は以下のとおり。

<ウェールズ>

NICEが策定したガイドラインが適用される。したがって、ウェールズにおいても知的障害にかかる定義はイングランドと同様である。

<スコットランド>

Scottish Intercollegiate Guidelines Network (SIGN)がガイドラインの策定を行っている。SIGNにおける知的障害の定義は以下のとおり。

- (1) 知能指数(IQ)が70未満
- (2) ライフスキルに障害がある、またはライフスキルの低下がみられること
- (3) 上記のような生涯にわたって影響を及ぼす問題が、18歳より前に特定されること

<北アイルランド>

Department of Health (DoH) がガイドラインの策定を行っている。DoHにおける知的障害の定義は以下のとおり。

- (1) 新たな情報や複雑な情報を理解したり、新たなスキルを学ぶ能力が著しく 低下していること (知能にかかる障害)
- (2) 自力で対処する能力が低下していること(社会的機能にかかる障害)
- (3) 成人前に上記の特徴が現れ、発達に持続的な影響を与えていること

このように、保健社会福祉省の知的障害の定義をベースに、各国の医療および ケアにかかるガイドラインを策定する機関がそれぞれ知的障害を定義してい る。(北アイルランドにおいては保健社会福祉省が定める定義と同様。)

2 調査対象国での知的障害児(者)(グレーゾーンを含む)への支援内容

1 健康面にかかるサポート

<イングランド、ウェールズ、スコットランド>

以下のサポートを受けるにあたっては、各医院が作成している知的障害者 登録簿(learning disability register)に登録される必要がある。医院 での経過観察が必要とされた者が対象となる。

- (1) 年1回の健康診断
 - 14歳以上の登録者は、年に1回無料で健康診断を受けることができる。
- (2) インフルエンザおよび新型コロナウイルスにかかる予防接種 無料かつ優先的にインフルエンザおよび新型コロナウイルスのワクチン 接種を受けることができる。
- (3) 受診時のサポート

医院を受診するにあたり、明瞭かつ簡単な単語を使って話すスタッフ、静かな待合室または個室、長時間の受診予約など、知的障害者に配慮した細かな調整を要求することができる。

<北アイルランド>

(1)知的障害支援サービス

知的障害者が可能な限り自立した生活を送れるよう支援することを目的としたトラストが5団体存在する。具体的には、障害における評価や治療、地域社会での生活のサポートをはじめ、介護者のリフレッシュを目的に被介護者を一時的に預かるほか、介護者の自己実現を促すため仕事やボランティアに参加する際のサポートを行っている。

2 金銭面でのサポート

金銭面のサポートにおいては、身体的障害および精神的障害をまとめて支援する内容のものが多い。 資格要件について多少違いはあるものの、イギリス内 4 ヶ国で設けられている給付金・手当の制度は概ね共通している。 詳細は以下のとおり。

<イングランド>

(1) 自立給付金 (PIP: Personal Independence Payment)

以下の全てに該当する場合に支給される。なお、当該給付金は申請者が労働している、貯蓄がある、他の給付金等を受け取っている場合でも受給が可能。

- ・16歳以上国民年金の受給開始年齢(現在は66歳)未満
- ・長期にわたって好ましくない身体的または精神的状況にあるまたは障害が あること
- ・抱えている障害により日常生活や移動が困難であること

PIP から支給される給付金の金額は対象となる支援内容と障害のレベルによって異なる。支援内容は以下のとおり。状況に応じて、一方もしくは両方の支援にかかる給付金を得ることができる。(月単位の支給)

・日常生活のタスクにかかる支援 軽度:£68.10、重度:£101.75
・日常生活の移動にかかる支援 軽度:£26.90、重度:£71

- (2) 障害者生活手当 (DLA: Disability Living Allowance) 以下の全てに該当する場合に支給される。
 - ·16 歳未満
 - ・特別な世話が必要か、歩行が困難
 - ・申請時にイングランド、EEA(欧州経済領域)諸国、もしくはスイスにいること(一部例外あり)

- ・3歳以上の場合、直近 12 ヶ月のうち 6 ヶ月以上イギリスに居住したことがあること(3歳未満の場合は別途要件あり)
- ・イギリス、アイルランド、マン島、チャネル島のいずれかに普段から居 住していること
- ・移民管理の対象となっていないこと

支給額は£26.90~172.50/週であり、必要とする支援のレベルにより異なる。(支給額にかかる表: <u>Disability Living Allowance (DLA) for children: DLA rates for children: GOV.UK (www.gov.uk)</u>)

- (3) 雇用支援手当 (ESA: Employment and Support Allowance) 以下の全てに該当する場合に支給される。
 - ・国民年金の受給開始年齢(現在は66歳)未満
 - ・就労に影響を与える健康状態にあるまたは障害を抱えていること
 - 従業員として、または自営業で働いていたこと
 - ・直近2~3年にかけて国民保険料を不足なく支払っていること

支給額は申請段階(査定中と査定後)と申請者の状況によって異なり、最大で£129.50/週に支給される。(支給額の詳細: Employment and Support Allowance (ESA): What you'll get - GOV.UK (www.gov.uk))

(4) 障害保険 (Disability premiums)

申請者または申請者のパートナーが盲目である、もしくは PIP や DLA など特定の給付を受けており、国民年金の受給開始年齢(現在は 66 歳)未満であることが要件。また、いずれも盲目でなく、特定の給付にかかる資格要件に満たない場合でも、少なくとも 1 年間働くことが出来なければ支給対象となる。

支給額は障害のレベルやパートナーの有無、その他の保険や給付の申請状況によって異なるが、独身および単独で障害保険を受給する場合は £39.85/週からとなる。なお、住宅手当や扶養手当など指定された手当を受給している場合は、通常の支給額より減額される。(支給額の詳細:

Disability premiums: Eligibility - GOV.UK (www.gov.uk))

- (5) 仕事へのアクセス助成金 (Access to Work grant) 以下の全てに該当する場合に支給される。
 - ・仕事や通勤にあたってサポートが必要な身体的または精神的状況にある、 もしくは障害を抱えていること
 - ·16 歳以上
 - ・有給の仕事に就いていること(もしくは今後12週間以内に有給の仕事

を始めるか復帰の予定であること)

・イングランドに居住し就労していること

支援内容は、職場での実践的なサポート(手話通訳者、公共交通機 関を利用できない場合の交通費等に対する助成金)、メンタルヘルスサポート、就職面接時のコミュニケーションサポートと多岐に渡る。

(6) 障害学生手当 (DSA: Disabled Students' Allowance)

イングランドに居住し、以下のように学習能力に影響を与える障害を持つ 場合は申請資格を持つ。

- ・失読症や ADHD などの特定の学習障害
- ・不安やうつ病などの精神疾患
- ・松葉杖、車いす、特殊なキーボードを必要とするような身体的障害
- ・視覚障害、聴覚障害などの感覚障害
- ・がん、慢性心疾患、HIV など長期にわたって罹患するもの

上記の要件を満たしたうえで、さらに以下の要件を全て満たす必要がある。

- ・大学生または大学院生であること(放送大学、通信教育を含む)
- ・イングランド学生金融公社 (Student Finance England) の金融融資を 受ける資格要件を満たしていること
- ・少なくとも大学または大学院のコースに1年間在籍していること

これにより、専門機器 (障害のために必要とされる特殊なコンピューターなど) の費用や手話通訳者への謝金等の支払いにかかる金銭面でのサポートを受けることができる。年度ごとに支給限度額は異なり、2023 年度は £26,291 となっている。

(7) 介護手当 (Attendance Allowance)

国民年金の受給開始年齢(現在は66歳)に達し、以下の全てに該当する場合は当該手当を受け取ることが可能。ただし、既に介護施設に入居しておりその費用が地方自治体により支払われている場合は対象とならない。

- ・身体障害(失明などの感覚障害を含む)、精神障害(学習障害を含む)
- ・他人の手助けがないと自身の身の回りの世話ができない。または、申請者およびその周囲の人々の安全のため、監視の目が必要なほど重度の障害を持つこと。
- ・先述したような手助けを必要とする状態が、少なくとも 6 ヶ月続いていること

上記の要件を満たしたうえで、さらに以下の要件を全て満たす必要がある。

- ・申請時にイギリス国内に滞在していること(一部例外あり)
- ・直近3年間のうち少なくとも2年間はイギリスに居住していたこと(難 民など人道的に保護される立場にあるものはこの限りではない)
- ・イギリス、アイルランド、マン島、チャネル島のいずれかに居 住していること
- ・移民管理の対象となっていないこと
- ・DLA、PIP を受給していないこと

支給額は支援が必要なレベルに応じて異なり、軽度の場合は£68.10/週、重度の場合または余命が 12 ヶ月以下の場合は£101.75/週が支給される。

(8) 介護者手当 (Carer's Allowance)

以下の要件を全て満たしている場合に支給対象となる。

<被介護者>

・PIP、DAL、介護手当 (Attendance Allowance) など特定の手当が既 に支給されていること

<介護者>

- ·16 歳以上
- ・週35時間以上洗濯や料理の手伝い、請求書の管理や買い物の手伝いなどを含む身の回りの世話を行っていること
- ・直近3年間のうち少なくとも2年間はイギリスに居住していたこと(難 民など人道的に保護される立場にあるものはこの限りではない)
- ・日頃よりイングランドに居住している。 (ただし、EEA 加盟国およびスイスへの移住または現在居住している場合でも、対象となる場合がある)
- ・全日制の教育機関に在籍していないこと
- ・週21時間以上就学していないこと
- ・移民管理の対象でないこと
- ・税金、国民年金等を除いた収入が£139/週以下であること

条件により支給額は異なるが、2023年度の支給限度額は£76.75/週となっている。なお、介護者が世話をする被介護者が複数の場合でも、支給額は一定。

<ウェールズ>

(1)~(5)、(7)~(8)はイングランドと同様。ただし、必要要件にかかる居住国はウェールズに読み替えること。

(6) 障害学生手当 (DSA: Disabled Students' Allowance)

学習能力に影響を与える障害を持つ場合に対象となり、その具体的な障害はイングランドの DSA が示しているものと同様。申請に当たっては標準的な学生ローンの資格要件を満たすことが必要である。(標準的な学生ローンの資格要件について、特段詳細な記載はなかった。)

なお、年度ごとに支払われる限度額は異なり、2023年度は£33,146となっている。

<スコットランド>

(3)~(5)、(7)、(8)はイングランドと同様。ただし、必要要件にかかる居住国はスコットランドに読み替えること。

(1) 成人障害給付 (ADP: Adult Disability Payment)

以下のいずれか一方に当てはまる場合は支給される。医師の診断を待っている間でも申請が可能。ただし、対象年齢は16歳から国民年金の受給開始年齢(現在は66歳)まで。

- ・長期にわたって好ましくない身体的または精神的状況にあるまたは障害があること
- 末期疾患

支援内容(支給額)はイングランドおよびウェールズの PIP と同様。

(2) 児童障害給付 (CDP: Child Disability Payment)

16 歳未満でスコットランド在住の身体的または精神的障害を持つ児童を対象とする。成人障害給付と同じく、診断を待っている間でも申請が可能。支給額についてはイングランドおよびウェールズの DLA と同様。

(6) 障害学生手当 (DSA: Disabled Students' Allowance)

以下のように学習能力に影響を与える障害を持つ場合は申請資格を持つ。

- 失語症
- 計算力障害
- 視覚障害
- 聴覚障害
- ・車いすを利用している、または日常生活の移動に問題を抱えている
- ・精神衛生上の問題
- 糖尿病、自閉症スペクトラム障害、てんかん、喘息など目に見えない障害

イギリス以外にも EU や EEA に該当する国、スイスの居住者については申請可能。(ただしスコットランドが示す居住条件をクリアする必要がある。)

また、当該手当の対象となる学習コースについても明示されている。(居住要件、対象の学習コースについて: <u>Disabled Students' Allowance (DSA) - SAAS</u> - Funding)

<北アイルランド>

(1)自立給付金 (PIP: Personal Independence Payment)

以下の全てに該当する場合に支給される。なお、当該給付金は支給者 が労働している、貯蓄がある、他の給付金等を受け取っている場合でも受 給が可能。

- ・16歳以上国民年金の受給開始年齢(現在は66歳)未満
- ・長期的な身体的または精神的健康状態または障害があること
- ・障害を抱えてから少なくとも3ヶ月以上経過しており、こうした状況が 少なくとも9か月以上続くと予見されること)
- ・抱えている障害により日常生活や移動が困難であること
- ・北アイルランドに居住し、直近3年間のうち2年間は北アイルランド、 グレートブリテン島(イングランド、ウェールズ、スコットランド)、 マン島、ジャージー島、ガンジー島に居住していること

支給額は対象となる支援内容と障害のレベルによって異なる。支援内容は 以下のとおり。状況に応じて、一方もしくは両方の支援にかかる給付金を 得ることができる。(月単位の支給で、金額は他3ヶ国と同様。)

・日常生活のタスクにかかる支援

軽度: £68.10、重度: £101.75

・日常生活の移動にかかる支援

軽度: £26.90、重度: £71

- (2) 障害者生活手当 (DLA: Disability Living Allowance) 以下の全てに該当する場合に支給される。
 - 16 歳未満
 - ・特別な世話が必要か、歩行が困難
 - ・介護者が次に該当する場合:父母、義父母、後見人、祖父母、養父母、 兄または姉
 - 北アイルランドに普段から居住していること
 - ・申請時に北アイルランドに滞在していること
 - ・直近3年間のうち少なくとも2年間は北アイルランド、グレートブリテン (イングランド、ウェールズ、スコットランド)、マン島、ジャージー島、ガンジー島に居住していること (生後6か月未満の乳幼児については例外あり)
 - ・移民管理の対象となっていないこと

支給額は週 \pounds 26.90~172.50 であり、必要とする支援のレベルにより異なる。(他 3 σ 国と同様)

(3) 雇用支援手当 (ESA: Employment and Support Allowance)

以下のいずれかに該当する場合は支給対象となる可能性がある。

- ・国民年金の受給開始年齢(現在は66歳)未満
- ・就労に影響を与える障害や健康状態にあること
- ・雇用されている、自営業者、または失業者手当、PIP、DLA を受給している学生

など 複数要件あり。(他3ヶ国と重複する部分もあるが、一部異なる。)

支給額は申請者の年齢、障害のレベルにより異なるが、最大で£117.60/週となっている。(支給額の詳細: Employment and Support Allowance | nidirect)

(4) 障害保険 (Premiums for people with disabilities)

申請者または申請者のパートナーが盲目であるもしくは PIP や DLA など特定の給付を受けており、国民年金の受給開始年齢(現在は 66 歳)未満であることが要件。

支給額については公表されていない。

(5) 仕事へのアクセス助成金 (Access to Work)

就労を希望する障害者や就労中で障害に関連する困難を経験している障害者を支援するもの。

支援内容には以下にかかる費用負担が含まれ、支援は最長3年間継続される。

- ・聴覚障害者が職場や面接でコミュニケーターを必要とする場合のコミュニケーションサポート
- ・障害から生じる特定の作業ニーズ合わせた特別な補助具および機器の提供
- ・障害のために出勤する際に特別な費用がかかる場合の支援 など

(6) 障害学生手当 (DSA: Disabled Students' Allowance) 以下に該当する場合は支給対象となる。

- ・北アイルランドに普段から居住していること
- ・初学年度の初日から遡って3年間、イギリス、チャネル島、マン島のいずれかに居住していること

(条件によっては EEA またはスイスに住むイギリス人やその家族、EU 国民を含む。)

- ・長期にわたって影響を及ぼす身体的または精神的状況、または失読症や 運動障害など特定の学習障害を抱えていること
- ・指定された大学のコースまたは資格を取得すること

個人によって異なるが、最大£25,000/年支給される。

(7) 介護手当 (Attendance Allowance)

国民年金の受給開始年齢(現在は66歳)に達し、以下の全てに該当する場合は当該手当を受け取ることが可能。ただし、既に介護施設に入居しておりその費用が地方自治体により支払われている場合は対象とならない。

- ・身体障害(失明などの感覚障害を含む)、精神障害(知的障害を含む)
- ・他人の手助けがないと自身の身の回りの世話ができない。または、申請者およびその周囲の人々の安全のため、監視の目が必要なほど重度の障害を持つこと。
- ・先述のような手助けを必要とする状態が、少なくとも6ヶ月続いている こと

上記の要件を満たしたうえで、以下の要件も併せてクリアする必要がある。

- ・普段から北アイルランドに居住し、申請時に北アイルランドに滞在して いること
- ・直近3年間のうち少なくとも2年間は北アイルランド、グレートブリテン (イングランド、ウェールズ、スコットランド)、マン島、ジャージー島、ガンジー島に居住していること
- ・移民管理の対象となっていないこと

支給額は支援が必要なレベルに応じて異なり、軽度の場合は $\pounds68.10$ /週、重度の場合または余命が 12 ヶ月以下の場合は $\pounds101.75$ /週が支給される。 (他 3 ヶ国と同様)

(8) 介護者手当 (Carer's Allowance)

以下の要件を満たしている場合に支給対象となる。

<被介護者>

・PIP、DLA、介護手当 (Attendance Allowance) など特定の手当が既に支給されていること

<介護者>

請求時に北アイルランドに居住していること。その他の条件は他 3 ヶ 国と同様。ただし、必要要件にかかる居住国は北アイルランドに読み替 えること。

支給額は条件により異なるが、2023年度の支給限度額は£76.75/週となっている。なお、介護者が世話をする被介護者が複数の場合でも、支給額は一定。(他3ヶ国と同様)

3 調査対象国において、知的障害児(者)(グレーゾーンを含む)が「犯罪加害者」にならないための支援の担い手には、どのようなものがあるか。また、それぞれの担い手が、どのような役割を果たし、どのような支援を行っているか。

知的障害児(者)(グレーゾーンを含む)の犯罪を抑止する公的機関・地方自治体等に関する情報は見当たらなかった。なお、犯罪減少・抑止や罪を犯した知的障害者を対象にした取り組みにかかる参考情報は以下のとおり。

<参考>

地方自治体により保護された児童および養護施設退所者の犯罪減少を目的としたプロトコール (実施要領)が警察、慈善団体、司法機関等が連携して策定された。

○要保護児童と養護施設退所者の犯罪減少にかかる一ロンドン・プロトコール (Reducing criminalisation of looked -after children and care leavers A PROTOCOL FOR LONDON) ※イングランドが対象

reducing criminalisation of looked after children and care leaversa protocol for london.pdf

地方自治体独自で青少年犯罪を未然に防止するためのプロトコール(実施要領)を策定している。

- ○サザーク・ロンドンバラ 児童サービスと青少年犯罪サービス間のプロトコ ール
- (6.11 Protocol between Children's Services and Youth Offending Service)

 6.11 Protocol between Children's Services and Youth Offending Service
 (proceduresonline.com)

慈善団体において、罪を犯した知的障害者向けに理解しやすい刑事司法制度の解説書を作成している。

○知的障害者向け刑事司法制度解説書

(LETTER OF RIGHTS – YOUR RIGHTS WHEN YOU ARE IN A POLICE STATION: EASY READ) ※スコットランドの慈善団体が作成

<u>Publications – SOLD (soldnetwork.org.uk)</u> (PDF)

Your Rights when you are at the Police Station - Easy Read Version (soldnetwork.org.uk)

4 調査対象国において、知的障害児(者)(グレーゾーンを含む)の福祉と 刑事司法の連携の制度が存在しますか。存在する場合、その制度の内容に ついて教えてください。

知的障害児(者)(グレーゾーンを含む)の福祉と刑事司法の連携の制度に関する情報は見当たらなかった。なお、身体的または精神的障害者を対象とした検察機関の策定したガイドライン、警察、保健所、地方自治体が協力して精神的に不安定もしくは障害を持つ児童を保護する組織にかかる参考情報は以下のとおり。

<参考>

イングランドとウェールズを対象とした青少年保護にかかる組織 (Youth Custody Service) では上記に該当する制度は設けていない。

OYouth Custody Service について
About us - Youth Custody Service - GOV.UK (www.gov.uk)

イングランド、ウェールズを対象として機能するイギリスの検察機関である CPS(Crown Prosecution Service)は、身体的または精神的障害および疾病を持つ個人における刑事訴求の決定、訴求に関連する原則を明らかにするガイドラインを策定した。身体的または精神的障害および疾病を持つ個人が犯罪の被害者または目撃者になった場合のサポートにかかるガイドラインも公表している。

OMental Health: Suspects and Defendants

Mental Health: Suspects and Defendants | The Crown Prosecution Service (cps.gov.uk)

OSupporting victims and witnesses with a learning disability

<u>Layout 1 (cps.gov.uk)</u>

警察、保健所、地方自治体の3つの公的機関による多機関連携セーフガーディングパートナーシップが2019年より開始されている。このパートナーシップは地域の全ての児童(特に精神的に不安定であったり問題をかかえている児童)の福祉を保護・促進するために、地域の警察・NHS・地方自治体の連携を強化することを目的としている。2022年時点では、教育省(Department for Education)

の協力機関である児童セーフガーディング実践審査委員会(the Child Safeguarding Practice Review Panel)から「目的どおりに機能している状況ではない」と評価されている。多機関セーフガーディングパートナーシップは少なくとも現時点で成功しているとはいえず、以下の記事では失敗と評されている。

OUnacceptable, unnecessary harm to vulnerable adolescents being failed by maze of services

<u>Unacceptable</u>, unnecessary harm to vulnerable adolescents being failed by maze of services - Committees - UK Parliament

5 調査対象国において、知的障害児(者)(グレーゾーンを含む)が仮に 「犯罪加害者」になってしまった場合、矯正施設(刑務所等)を退所した 知的障害児(者)の支援に特化した入所型施設は存在しますか。存在する 場合、その支援内容について教えてください。

上記に該当する施設の情報は見つからなかった。

1

· NICE (National Institute for Health and Care Excellent)

What we do | About | NICE

About National Institute for Health and Care Excellence (NICE) - RNID

National Institute for Health and Care Excellence - GOV.UK (www.gov.uk)

· NICE 関連機関

Structure of NICE | Who we are | About | NICE

・NICE における知的障害の定義

Definition | Background information | Learning disabilities | CKS | NICE

・NHS における知的障害の定義

Learning disabilities - NHS (www.nhs.uk)

・イングランド公衆衛生局が示す知的障害者サポートにかかるガイドライン Learning disability - applying All Our Health - GOV.UK (www.gov.uk)

・NICE ガイドライン策定フロー

How we develop NICE guidelines | NICE guidelines | NICE guidance | Our programmes | What we do | About | NICE

Scottish Intercollegiate Guidelines Network (SIGN)
 <u>Definitions of Learning Disability, Autism and Neurodiversity: FOI release - gov.scot</u>

 (www.gov.scot)

• Department of Health

<u>Learning disability - service framework documents | Department of Health (health-ni.gov.uk)</u>

Learning disability service framework (知的障害の定義については p.37 参照)
 LEARNING DISABILITY SERVICE FRAMEWORK (health-ni.gov.uk)

2

・年1回の健康診断について

Learning disabilities - Annual health checks - NHS (www.nhs.uk)

・知的障害者登録簿について

Everything you need to know about the learning disability register | Mencap

Flu vaccinations: supporting people with learning disabilities
 (インフルエンザ予防接種:知的障害者の支援)

Flu vaccinations: supporting people with learning disabilities - GOV.UK (www.gov.uk)

・知的障害支援サービス

Arranging health and social care | nidirect

<イギリス全般>

・金銭面における知的障害者へのサポート 2023/2024

Benefits for people with learning disabilities 2023/2024 - carehome.co.uk advice

• Personal Independence Payment (PIP): Rates and eligibility

(自立給付金:料金と受給資格)

<u>Personal Independence Payment (PIP) in 2023/24: Rates and Eligibility</u> - homecare.co.uk advice

<イングランド>

· 自立給付金(PIP)

Personal Independence Payment (PIP): What PIP is for - GOV.UK (www.gov.uk)
Personal Independence Payment (PIP Payments) | Age UK

·障害者生活手当(DLA)

<u>Disability Living Allowance (DLA) for children: DLA rates for children - GOV.UK</u> (www.gov.uk)

·雇用支援手当(ESA)

Employment and Support Allowance (ESA): What you'll get - GOV.UK (www.gov.uk)

・障害保険(Disability premiums)

Disability premiums: Overview - GOV.UK (www.gov.uk)

・仕事へのアクセス助成金(Access to Work grant)

Access to Work: get support if you have a disability or health condition: What Access to Work is - GOV.UK (www.gov.uk)

・障害学生手当(DSA)

Help if you're a student with a learning difficulty, health problem or disability: Disabled Students' Allowance - GOV.UK (www.gov.uk)

- <u>Disabled Students' Allowance (DSA) 2023/24</u>: <u>Disability support at university -</u> carehome.co.uk advice
- ·介護手当(Attendance Allowance)

Attendance Allowance: Overview - GOV.UK (www.gov.uk)

·介護者手当(Carer's Allowance)

Carer's Allowance: How it works - GOV.UK (www.gov.uk)

· PA (パーソナルアシスタント) について

Personal assistants - carehome.co.uk advice

Personal assistant | Explore careers | National Careers Service

<ウェールズ>

·雇用支援手当(ESA)

ESA | Disability charity Scope UK

・障害保険(Disability premiums)

Disability premiums | Disability charity Scope UK

・仕事へのアクセス助成金(Access to Work grant)

Access to Work grant scheme | Disability charity Scope UK

・障害学生手当(DSA)

Extra help available if you are a full-time undergraduate student with a disability | Student Finance Wales

<スコットランド>

・知的障害者に対する支援

Help with disability benefits - mygov.scot

·成人障害給付(ADP)

Adult Disability Payment - mygov.scot

·児童障害給付(CDP)

Child Disability Payment - mygov.scot

・障害学生手当(DSA)

Additional Support Needs - Student Information Scotland

Disabled Students' Allowance (DSA) - SAAS - Funding

·介護手当(Attendance Allowance)

Attendance Allowance | Disability charity Scope UK

·介護者手当(Carer's Allowance)

Carer's Allowance | Carers Scotland (carersuk.org)

·雇用支援手当(ESA)

Check if you can claim ESA - Citizens Advice Scotland

<北アイルランド>

· 自立給付金(PIP)

Personal Independence Payment (PIP) | nidirect

·障害者生活手当(DLA)

Disability Living Allowance for children | nidirect

·雇用支援手当(ESA)

Employment and Support Allowance | nidirect

・障害保険(Premiums for people with disabilities)

Premiums for people with disabilities | nidirect

・仕事へのアクセス助成金(Access to Work)

Access to Work - practical help at work | nidirect

·障害学生手当(DSA)

What are full-time undergraduate Disabled Students' Allowances for NI students? -

Student Finance NI

·介護手当(Attendance Allowance)

Attendance Allowance | nidirect

·介護者手当(Carer's Allowance)

Carer's Allowance | nidirect